

運転上危険のおそれがあるから、縦はさみ木は2枚以上、横はさみ木は3枚以上重ねて使用することはできない。

凍上量が大きくなるにつれて、さし入れるはさみ木の厚さも大となって、最大の凍上量に達するまでには、何回かさし替えるはさみ木増替の作業が行われる。また融凍の場合には、これと逆に融凍が終るまでに何回かさし替えられて、はさみ木が撤去される「はさみ木へらし替」作業が行われる。

はさみ木作業は、12月下旬から3月初旬までで増替作業は終り、約20日間の比較的落付いた時期がある。3月下旬からはさみ木へらし替が始まって、はさみ木が完全に撤去されるまでの融下期を経て、線路が平常な整備状態になるためには7ないし8月まで要するが、4月中旬から5月下旬くらいの間は融凍後の緊急整備期として、線路保守上最も重要な時期である。

凍上防止 凍上量の多寡を左右するものは、寒さ・水・土の種々な変化によるためであるから、凍上を防止するためには霜柱・氷層および霜降状凍結をしないようにすることが最も肝要なことである。現状ではつぎの凍上防止工法が考えられている。

1 道床の排水 道床の篩(ふるい)分けおよび施工基面上の排水を図り、凍結に要する水を極力少なくする方法で、比較的凍結深度の浅い所に効果がある。

2 路盤の排水 側溝の新設および浚渫(しゅんせつ)により、地下水位の低下をはかる工法で、比較的工事が安く、局部的に凍上量の多いところに効果大きい。

3 路盤内の保温 寒さが路盤内に及ぶのを防止する工法で、絶対防止策ではあるが、工費がかさみ施行は困難である。

4 遮(しゃ)水層の設置 線路下路盤内の凍結線の直下に遮水するよう、木板または鉄板を敷込む工法であるが、工費の割合に効果が少ないようである。

5 薬物処理 主として、土の氷点降下ならびに透水性の減少をはかるため苦汁、塩化カルシウム、海水を凍結の直前に散布する工法で、施行費用がかさみ効果が少ないので、現在は使用されていない。

6 路盤入替 最も普通に行われる工法で効果的である。石炭がらまたは砂が使用される。

これらは単独で施工されるより、2種以上併合して施工することにより、さらに大なる効果が得られる。このうち路盤入替は効果が確実であり、はさみ木厚が20～30mm以上になれば経済的であるので、現在は最も普通に行われている。路盤入替は凍上しやすい路盤を取り除き、凍上しない路盤におきかえることで、寒さに応じて、所要の深さに、定められた形に入れるのであって、その耐久年限は15年以上である。

また融凍期の軌道強度はきわめて低下するので、この対策としては、つぎのような軌道構造の改善をはからなければならない。

① 重軌条更換 ② 枕木の増設 ③ 道床厚の増加 ④ 路盤強化。

列車運転の安全を脅かす融凍期の対策としては、人力による保守向上策と同時に、軌道3要素である軌条・枕木・道床路盤をそれぞれ強化しなければならない。(高村義次)

せきしゃ 積車 旅客の取扱を行いまたは荷物を積載した車両をいい、また空車(えいしゃ)ともいう。空車に対する称呼で、旅客・貨物輸送および客車運用・貨車集配上両者を区別する必要がある。おおむね輸送途中のものであり、空車はこれから旅客または貨物の輸送用に充当されるものである。

積車に対しては、積車換算両数が、空車に対しては空車換算両数が適用される。(佐藤 章)

せきしゃじゅうりょう 積車重量 旅客または貨物を積載したときの鉄道車両の総重量をいう。

1 客車の総重量

(1) 客車の標記自重(動車および暖房車では運転整備重量)に標記定員、標記荷重ならびに発電機および蓄電池の重量を加算したものをもって総重量とする。ただし食堂・喫煙室および展望室の定員ならびに電車・動車および暖房車の発電機および蓄電池に対する重量は算入しない。

(2) 標記定員20人の重量をもって1tとみなす。

(3) 発電機および電蓄1組の重量を1tとみなす。

2 貨車の総重量

標記自重に発電機・蓄電池ならびに貨物の重量を加算したものとし、発電機および蓄電池の重量は0.5tとみなす。(大野 猛)

せきそうひん 積送品 販売委託のために積送された商品で、これが販売されるまでのあいだ委託者の貸借対照表に掲げられるもの。

この販売委託のための商品は、委託者の作業資産に属するもののうちの一部分が所在を変えたものであるが、このような委託販売の取引が何回でも繰返して行われる場合には、この委託販売商品がどれだけであるかを明確に表示し、は握するために、作業資産たる商品勘定等から積送品勘定に振替えられるのである。したがって販売委託のため積出された商品いわゆる積送品は、商品勘定に属するままで単にその所在を変えたものである場合と、所在を変えると同時に積送品勘定に振替えられたものである場合とがある。

国鉄における物品の保管転換も使用を前提として積送するものであるという点、とくに貯蔵品の場合はそれが作業資産に属する物品であるという点、および積送の際に積送品勘定に振替えるという点において、前述の委託販売取引に匹敵するのである。すなわち決算品の保管転換および発生主義会計制度採用以前における、貯蔵品の保管転換による輸送中の物品も、積送中であるという点において積送品といえることができるのであるが、昭和22年度に発生主義会計制度を採用して以来、貯蔵品を相手方に保管転換する場合は、相当金額を作業資産たる貯蔵品勘定から積送品勘定に振替え、これが到着した場合はその反対仕訳で貯蔵品勘定に振替えられるのであり、この積送品勘定に属している間の当該物品(積送中の物品)も積送品である。

なお積送品はその当時積送品勘定とともに、保管転換中の貯蔵品を整理する勘定の意味において使用され、積送品勘定は付替勘定の一として年度中間における保管転換貯蔵品(積送品)を整理する科目であって、貯蔵品の保転対照的な役割を果たすものである。また積送品は資産勘定の一として、年度末における付替勘定としての積送品勘定の残高を資産に振替える科目であって、その残高を未着貯蔵品として、貸借対照表に計上するために設定されたものであったが、各決算箇所における積送品勘定はすべて総括決算箇所に付替えられて、その残高は未整理積送品の総額を表示するだけで、各決算箇所間における未整理積送品の有無を知ることが容易でなく、したがってその処理も遅延しがちで増大の傾向さえあった。よって昭和27年度からは、付替勘定としての積送品勘定を廃止し、貯蔵品を保管転換する場合は、すべて資産勘定としての積送品(勘定)により処理し、受側における積送品勘定貸方(被積送品)と、発側における積送品勘定借方との差額(積送品)は、発側の責任において整理することになったのである。

貯蔵品を保管転換する場合には、保転伝票が発行されるが、これは物品送付書の性格と振替伝票の性格を併備するものであ